

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第302号）

〔 特定企業に関する汚染土壌処理方法等が分かる行政文書部分公開決定審査請求事案 ほか1件 〕

（答申日：平成30年11月30日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府知事）は、本件審査請求1及び本件審査請求2に係るそれぞれの部分公開決定において非公開とした部分のうち、別表1及び別表2の「審査会の判断」において公開が妥当と判断した部分については公開すべきである。実施機関のその余の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 平成29年4月26日、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「大阪府〇市〇付近の〇社における、汚染土壌の処理方法並びに処理実績が分かる書類」の行政文書公開請求（以下「本件請求1」という。）を行った。
- 2 同年5月1日、実施機関は本件請求1に対応する行政文書として、「平成〇年〇月〇日付、汚染土壌処理業許可申請書」（以下「本件行政文書1」という。）、「平成〇年〇月〇日付、汚染土壌処理業に係る変更許可申請書」（以下「本件行政文書2」という。）、「汚染土壌の処理実績報告書（平成〇年〇月～平成〇年〇月分）」（以下「本件行政文書3」といい、「本件行政文書1」、「本件行政文書2」及び「本件行政文書3」を併せて「本件行政文書（1）」という。）を特定の上、本件行政文書（1）に〇社（以下「当該申請者」という。）に関する情報が記録されていることから、条例第17条第1項の規定に基づき、当該申請者に意見提出の機会を付与するため、当該申請者に対して意見書の提出依頼書を送付した。併せて、平成29年5月1日付けで、実施機関は審査請求人に対して、条例第14条第2項の規定により延長後の期限を同月25日とする決定期間延長通知書を送付した。
- 3 同月11日、当該申請者から実施機関に対し、次のとおり、本件行政文書（1）の一部について公開に反対する旨の公開請求に係る意見書（以下「第三者意見書」という。）が提出された。
 - (1) 公開に反対する部分
平成〇年〇月〇日付 本件行政文書1の申請書添付資料の内、個人名、取引先名、工場配置図、建築図、カタログ、機器一覧、フローシート、設計計算書、設備図面等及び本件行政文書3のうち下記A、B、C、Dについては公開に反対する。
 - ※A：法対象外
 - ※B：合計数量
 - ※C：客先名等（工事名含む）
 - ※D：搬出先名
 - (2) 公開に反対する理由について
 - ア 本件行政文書1の添付資料について
 - (ア) 個人名についてはプライバシーの保護のため。

- (イ) 工場配置図、建築図については配置等を知られないようにし安全確保するため。
- (ウ) カタログ、機器一覧、フローシート、設計計算書等は弊社施設の技術的資料であるため。

イ 本件行政文書 3 の一部

(ア) ※Aについて

法対象外土壌の報告は任意提出であり、この報告書は大阪府行政と当該申請者の信頼関係から、大阪府行政の要請により提出されたもので、全項目とも第三者に開示するためのものではないので開示しないで頂きたい。

(イ) ※Bについて

処理前、処理後の土壌の搬入出量の合計は、(ア)と同様に開示しないで頂きたい。

(ウ) ※Cについて

取引先との取決め等の関係上、客先名称等は開示しないで頂きたい。

(エ) ※Dについて

取引先との取決め等の関係上、(ア)と同様に開示しないで頂きたい。

4 平成29年5月25日、実施機関(担当課:環境農林水産部環境管理室環境保全課(以下「環境保全課」という。))は本件請求1に対して、条例第13条第1項の規定により、本件行政文書(1)を上記2のとおり特定し、(1)の部分(以下「本件非公開部分1」という。)を除いて公開することとする部分公開決定(以下「本件決定1」という。)を行い、(2)のとおり公開しない理由を付して、審査請求人に通知した。

(1) 公開しないことと決定した部分

ア 本件行政文書1について

法人代表者の印影、担当者名、取引先名、物質の比重・体積及び一部の施設の処理能力・運転条件

イ 本件行政文書2について

法人代表者の印影

ウ 本件行政文書3について

取引先名、法対象・法対象外の別、要措置区域等の所在地など、特定有害物質による汚染状態及び処理後土壌の搬出先のうち取引先名

(2) 公開しない理由

ア 条例第8条第1項第1号に該当する。

本件行政文書(1)のうち公開しないことと決定した部分には、法人代表者の印影、取引先名等が記録されており、これを公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

イ 条例第9条第1号に該当する。

本件行政文書(1)のうち公開しないことと決定した部分には、担当者名が記録されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。

5 同日、実施機関は当該申請者に対し、条例第17条第3項の規定により、本件行政文書(1)

について、本件決定1を行った旨及び本件非公開部分1を除いて公開することとした理由を次のとおり付して通知した。

(公開決定をした理由)

行政文書公開請求に対する公開・非公開の決定は、条例の規定に即して行わなければならないものであり、本件行政文書(1)(公開部分)に記載されている情報は、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するとは認められず、条例第8条第1項第1号に該当しないほか、同項各号又は第9条第1号に該当しないため。

6 同年6月16日、審査請求人は実施機関に対し、条例第6条の規定により、「大阪府に於いて施設の設置等の許認可を行うために、事業者が不特定多数に縦覧した書類をその縦覧期間後において大阪府が保有しているにもかかわらず非公開とすることの根拠が分かる書類(但し、環境農林水産部、都市整備部、住宅まちづくり部に限る。)」の行政文書公開請求(以下「本件請求2」という。)を行った。

7 同月19日、審査請求人は本件決定1を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対して、審査請求(以下「本件審査請求1」という。)を行った。

8 同月29日、実施機関(担当課:府民文化部府政情報室情報公開課)は本件請求2のうち、都市整備部及び住宅まちづくり部所管分について、両部は本件請求2に対応する行政文書を作成又は取得していないとして、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定を行い、審査請求人に通知した。

9 同月30日、実施機関(担当課:環境保全課)は本件請求2に対応する環境農林水産部所管の行政文書として、実施機関が本件決定1を行う際に作成したとする「第三者からの意見に対する考え方について」(以下「本件行政文書(2)」という。)を特定の上、「第三者の意見のうち取引上の情報」(以下「本件非公開部分2」という。)を除いて公開することとする部分公開決定(以下「本件決定2」という。)を行い、(1)のとおり公開しない理由を付し、(2)のとおり「備考」に記載して、審査請求人に通知した。

(1) 公開しない理由

条例第8条第1項第1号に該当する。

本件行政文書(2)のうち公開しないことと決定した部分には、取引上の情報が記録されており、これを公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。

(2) 「備考」欄に記載した内容

当室課において、事業者が不特定多数に縦覧した書類を保有しているにもかかわらず非公開としたという事実はありませんが、請求の趣旨を踏まえて、当室課が保有する行政文書について部分公開決定を行った際の上記文書を公開するものです。

10 同年7月5日、審査請求人は本件決定2を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、

実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求2」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

1 本件審査請求1について

本件決定1は、条例にもとづき公開すべき文書を公開していないので、非公開に成っている部分の公開を求める。

2 本件審査請求2について

本件決定2は、条例にもとづき公開すべき文書を公開していないので、非公開に成っている部分の公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求書における審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 本件審査請求1について

(1) 審査請求書における主張

ア 本件請求1は、汚染土壌の適正な処理の推進に関り関心の高い項目について公開請求したものである。申し添えると、自治体によってはインターネットで公表されているような書類もある。

イ しかしながら、大阪府は条例第8条第1項第1号に該当するという抽象的な理由だけで非公開としている部分が有る。今般情報公開することにより具体的にどのような内容が上記条例に該当するのかわかずに非公開にするのでは、今後抽象的な理由により、公文書中の「これら」の情報をあらゆる場合において非公開とすることができるようになってしまう。

ウ さらに、非公開情報の内には、既に公衆を対象として供覧された書類も有る。

エ つけくわえると、大阪府の他部局等において公開されている情報も有る。

オ 廃棄物（汚染土壌処理）等の行政は身近な環境に係る行政であり、その運用は私たちの生活と密接に関わると言わざるを得ない。それゆえ、「公共の福祉」への観点からも明らかにする必要が行政に求められていると考える。

(2) 反論書による主張

ア 官僚機構の隠蔽性は原発事故報道でもわかりますように昨今マスコミでも取り沙汰されておりますが、私たち国民は唯一情報公開制度を利用することにより、真実を知ることが出来るものであります。この制度に於いて実施機関が自らに都合の良い条例解釈により文書を公開しないような事が有れば、それは、「国民自身が行政の政策を検証・評価し、歴史のゆがみの原因を発見することによって、過去の誤った政策を正道に戻す政治の民主的復元力を担保する」と言う情報公開制度の根幹を揺るがす事に成ります。

イ 実施機関の不開示理由（後記「第五 1 (3) 審査請求の理由に対する見解」）の非妥当性について

(ア) 後記第五 1 (3) アについて、実施機関がどのような方法で確認したのか不明である、どのような情報を検索したのかも具体的でない。

資料1（添付省略）を見ると明らかなように、大阪府に限っても土壌汚染関係事務の権

限が市町村に移譲されており、判断に至った明確な証拠を出すべきである。

- (イ) 後記第五 1 (3) イで実施機関は具体的な説明を放棄しているとしか考えられない。印影について取引上の安全を脅かすのは理解できるが、他の情報について具体的な支障について述べていない。

同じ大阪府においても産業廃棄物処理業許認可等書類の情報公開では、個人情報や印影以外略全て開示されており、情報公開は開示が原則で有るにもかかわらず、不開示情報が多すぎる。

- (ウ) 後記第五 1 (3) ウで実施機関は「縦覧書類は関係者のみにしか縦覧できない」と主張しているが、どのような方法で関係者を限定し縦覧の制限をしているのか、明確でない。

- (エ) 後記第五 1 (3) エで実施機関は「汚染土壌処理業に関係する取引先情報は当該所管部署においてのみ保有している」と説明している。まったく同じ文書が他の部署にあるかどうかは分からないにしても、たとえば、大阪府の公共建設部門においては、発注した工事の汚染土壌・産業廃棄物や残土などの処分方法・処分先やその実績について、管理票や契約書を工事関係書類として保有しているし、略完全な形で情報公開している。(余談では有るが、森友学園の廃棄物の量もそういう書類から推定され新聞記事に成っている)

- (オ) 後記第五 1 (3) オで実施機関が法律の違いを強調しているが、たしかに廃棄物の処理及び清掃に関する法律が(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)に定められ、土壌汚染対策法が(平成十四年五月二十九日法律第五十三号)に定められて、さらに残土に至っては特別な法律も無い状況である。実施機関の説明は他法令による処罰の重さと情報公開にどういう関連性があるのか不明である。

さらに7行目以下で大阪府において、土壌汚染にかかわる行政庁への報告義務が無いような記述をしているが、資料2(添付省略)の書式はどのようなときに使っているのでしょうか。

- ウ 以上のように、実施機関はどのような理由をつけるにせよ本件情報公開に後ろ向きで、情報の公開をしたく無い姿勢があからさまに現れているとしか言いようがありません。公文書の管理が強く求められているのもかかわらず、実施機関の体質を改められない限り、昨今の公文書管理の不手際等の社会問題をひきおこすようなことになってしまいます。どうか、審査会におかれましても、世情を考え、情報公開制度の根幹を揺るがす処分庁の行為を阻止するような答申をお願いいたします。

(添付資料)

資料1 大阪府ホームページ「生活環境保全のための事業所規制等の事務の市町村への移譲」
(添付省略)

資料2 大阪府ホームページ「法様式一覧」(土壌汚染対策関係)(添付省略)

2 本件審査請求2について

(1) 審査請求書における主張

ア 本件請求2は「大阪府に於いて施設の設置等の許認可を行うために事業者が不特定多数に縦覧した書類をその縦覧期間後において大阪府が保有しているにもかかわらず非公開とすることの根拠が分かる書類」について公開請求したものである。

イ そこで、実施機関は条例第8条第1号第1項が該当文書で有ると部分開示したが、これ

は条例において公開が原則と成っている情報を、非公開にすることができる条件を例外的に述べているに過ぎない。

ウ しかしながら、上記アの内容で同時に他の部署 都市整備部 住宅まちづくり部にも情報公開を行ったが不存在決定通知が到達した（平成29年6月29日付情公第〇号）。

つまり、他の所管では上記イの環保第〇号による部分公開文書は上記アの情報公開請求の内容に該当しないということである。

以上のようなことから、実施機関の不信用・不誠実な行為は行政サービスの公平性を著しく欠いていると言わざるを得ない。

(2) 反論書における主張

ア 実施機関の不開示理由（後記「第五 2（2） 弁明の理由」）の非妥当性について

(ア) 後記第五 2（2）イについて、資料1（添付省略）は大阪府の他の機関から情報公開により得た資料であり取引先情報の記載が有る、既に公開された情報を実施機関が今回不開示にする理由が無い。

(イ) 後記第五 2（2）ウ（イ）について、実施機関が何のエビデンスも無に、主張を繰り返すのは前回の弁明書と同じである。

しかし、資料2（添付省略）のように大阪府の機関が保有している環境アセスメントで使用された書類が何時誰でも見ることができるのは周知の事実である、さらに資料3（添付省略）のQ8関係書類に至っては個人情報を含めて開示されている。

以上のように、道路や建物に関係する書類を都市整備部や住宅まちづくり部が所有していないと何故実施機関が主張するのか理由が考えられない。

イ 以上のように、最近の実施機関の情報公開に対する取組は、無理な理由をつけ、情報の公開をしたく無い姿勢があからさまに現れているとしか言いようがありません。

(添付資料)

資料1 当該申請者にかかる「電子マニフェスト登録等報告書（平成〇年度）」（添付省略）

資料2 大阪府ホームページ「大阪府の環境アセスメント制度のあらまし」（添付省略）

資料3 大阪府ホームページ「建設業の指導監督等についてよくあるお問い合わせ」（添付省略）

第五 実施機関の主張要旨

1 本件審査請求1について

弁明書における実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

(2) 弁明の理由

土壤汚染対策法では、一定規模以上の土地の形質変更時等に、有害物質の使用等の履歴がある場合は、土地の所有者等に土壤汚染状況調査を義務付けており、調査の結果、土壤汚染が判明すると法に基づき区域の指定を受けることとなる。指定区域内から汚染土壌を搬出する際には、汚染土壌処理業の許可を受けている者に汚染土壌の処理を委託することが義務付けられている。

他方、基準に適合しない土壌（以下「汚染土壌」という。）の存在が法の定めによらない

自主調査により判明した場合には、法の規制は受けないが、土地の所有者等が自主的に汚染土壌処理業者に処理を委託する場合がある。

また、法の定めによる汚染土壌を法に基づく指定された区域の外に搬出する際には、搬出しようとする者に対して管理票の交付が義務付けられている。その内容についての行政庁への報告義務はない。

許可申請書について、請求内容に対応するものは、当該申請者が大阪府に提出した土壌汚染対策法に基づく土壌汚染処理業の許可申請書及び添付書類のうち処理方法に係る部分であり、汚染土壌の処理工程や処理施設などの情報が記録されている。

変更許可申請書について、請求内容に対応するものは、受け入れる汚染土壌の汚染状態の内容を変更するために、当該申請者が大阪府に提出した土壌汚染処理業の変更許可申請書である。

処理実績報告書について、請求内容に対応するものは、「汚染土壌の処理業に関するガイドライン」（環境省）において自治体に報告することが望ましいとされている書類であるところの、当該申請者が大阪府に任意に提出した平成〇年〇月から〇月までの汚染土壌の処理実績報告書のうち汚染土壌の処理実績に係る部分であり、汚染土壌の搬入元、特定有害物質による汚染状態や搬入量、処理後土壌の搬出先等について記録されている。なお、搬入元には、区域の指定を受けている土地も区域の指定を受けていない土地も含まれている。

ア 条例第8条第1項第1号該当性について

条例第8条第1項は、同項各号のいずれかに該当する情報が記載されている行政文書については公開しないことができると定めており、同項第1号では、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものを「公開しないことができる行政文書」としている。

本号の趣旨は、法人及び事業を営む個人の情報は、事業者から収集したものであっても公開することが原則であるところ、事業者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないとの見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため、公開しないことができるものである。

かかる趣旨から、「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術上又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等公開されることにより、公正な競争の原理を侵害すると認められるものをいう。

本件行政文書（1）の非公開部分に記録されている「法人代表者の印影」は、公にされることによって、偽造・冒用されることにより当該法人の取引関係の安全性を害するおそれがある情報に該当すると認められる。

また、「取引先名」の部分には汚染土壌の搬入元の実業者名が記録されており、「処理後土壌の搬出先のうち取引先名」には、処理した土壌等の搬出先の実業者名が記録されている。処理実績報告書中の「要措置区域等の所在地など」の部分には、汚染土壌の搬入元の住所、工事名、事業者名が記録されている。「特定有害物質による汚染状態」の部分には、搬入された汚染土壌に含まれる有害物質の種類等について記録されている。土壌汚染対策法に基づき行政庁が区域指定の情報（住所、指定年月日、面積、汚染状態等）を公表

しており、「特定有害物質による汚染状態」は、これらの情報と照らし合わせれば、搬入元の所在地の推定を可能とし、所在地が推定されることによって、搬入元の事業者名の推定を可能とする情報である。

したがって、「取引先名」、「処理後土壌の搬出先のうち取引先名」、「要措置区域等の所在地など」及び「特定有害物質による汚染状態」は、公にされることにより、競合する同業者によって、取引先と接点を持たれ有利に交渉され、当該法人の今後の具体的取引に支障を来すおそれがあるため、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害する情報に該当すると認められる。

「法対象・法対象外の別」の部分には、処理した土壌が土壌汚染対策法の規制を受ける指定区域から搬出された汚染土壌なのか、そうでないのかについて記録されている。指定区域の情報は、所管する行政庁により公表されているため、法対象の汚染土壌については、これに関する市場の形成状況の推定が可能であるが、法対象外の土壌については、自主的に汚染土壌処理施設に搬入・処理されるものであるため、市場の形成状況は一般には知られていない。法対象外の処理量の情報は、当該申請者が法対象外の顧客の土壌を処理した量を明らかにするものであるため、当該申請者の市場における競争力に密接に関連し、法人の内部限りにおいて管理し、開示すべき相手方を限定することが正当とみなされる情報であると認められる。

したがって、この情報は、経営上の秘密に該当し、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害する情報に該当すると認められる。

また、「施設の処理能力・運転条件」の技術的な情報については、本件行政文書（１）に記録された情報を後記（３）ウにおいて後述する「縦覧図書」を参照しながら逐一吟味し、土壌汚染処理の技術分野において通常知られている情報やカタログ等から容易に得られる情報については当然に公開とした。「施設の処理能力・運転条件」の情報のうち、非公開とした部分には、容易には知り得ない情報であって、かつ事業者が独自に保有している技術的情報であると認められる。「物質の比重・体積」は、一般に知られている知見ではなく、処理の対象である土壌の組成別の比重・体積が記録されており、当該申請者が自らの事業活動を通じて蓄積した独自の技術的知見であると認められる。

したがって、「施設の処理能力・運転条件」及び「物質の比重・体積」は生産技術上のノウハウに該当し、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害する情報に該当すると認められる。

以上のとおり、いずれの非公開部分についても条例第８条第１項第１号に該当することから、非公開を決定したものである。

イ 条例第９条第１号の該当性について

条例第９条は、同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている行政文書については公開してはならないと定めており、同条第１号では、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものを「公開してはならない情報」とし、これらの情報とともに記録されている個人の氏名についても同様に「公開してはならない情報」に該当する。

本号の趣旨は、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシー

に関する情報は最大限に保護し、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならないとするものである。

本件行政文書（１）の非公開部分に記録された「担当者名」は、その個人の職業、所属団体に関する情報とともに記録されている情報であって、特定の個人が識別され得るものうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものである。

したがって、この情報は、条例第９条第１号に該当することから、非公開を決定したものである。

（３）審査請求の理由に対する見解

ア 第四 １（１）アについて

審査請求人は、汚染土壌の処理方法や処理実績について、「自治体によってはインターネットで公表されているような書類もある」と主張しているが、処理方法や処理実績に関する情報をインターネットで公表しているかどうか、現に許可を受けている汚染土壌処理業者を管轄する全国２６都道府県及び２８政令市の全てに直接確認したところ、これらの情報をインターネットで公表している自治体はなかった。

イ 第四 １（１）イについて

審査請求人は、「条例第８条第１項第１号に該当するという抽象的な理由だけで非公開としている部分がある。」と主張しているが、大阪府では、部分公開決定通知書に記載する「公開しない理由」については、「本件行政文書〇〇〇（マ）のうち非公開部分には、法人代表者の印影が記録されており、これを公にすることにより、当該法人の取引の安全を害するなど当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる。」というように記載することが通例とされており、本件部分公開決定通知において、「公開しない理由」をことさら抽象的に記載しているものではない。

ウ 第四 １（１）ウについて

大阪府では、「大阪府汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針」を定め、汚染土壌処理業の許可を申請しようとする事業者に対して、許可申請に先立って関係住民（施設の所在地が属する自治会の区域内の住民又は勤務者等）の理解が得られるよう、「設置等及び維持管理に関する計画」、「公害の防止に関する計画」及び「環境配慮に関する計画」（以下「縦覧図書」という。）について、関係住民に対して、一定期間縦覧に供することや意見の聴取を行うことなどを指導しており、当該申請者はこの指導指針の規定に基づき縦覧図書の縦覧を行っている。今回、非公開とした情報が含まれていると審査請求人が主張する「既に公衆を対象として供覧された書類」は、この縦覧図書を指しているものと解するが、この縦覧図書については、関係住民に限り縦覧されるものであって、何人に対しても公開しているものではない。

したがって、審査請求人が主張する「公衆を対象として供覧された書類」というものではない。

また、本件請求１において公開しないこととした情報であって、当該縦覧図書の対応する情報として、「取引先」及び「担当者名」の二つがある。「取引先」については、縦覧図書の作成時に想定されたものであって、その後、許可申請までに約７か月を経ているものであり、許可申請書や処理実績報告書に記録された実際の「取引先」と同一の情報と解することはできない。

「担当者名」については、縦覧の有無に関らず、プライバシーに関する情報であることに変わりはない。

エ 第四 1 (1) エについて

審査請求人は、今回、非公開とした当該申請者の汚染土壌処理業に関する取引先等の情報が、他部局等においては公開されていると主張していると解するが、汚染土壌処理業の許可に関する所管部署は環境農林水産部環境管理室環境保全課のみであって、本府において他に所管部署はない。

したがって、本件行政文書(1)に記録されている情報は、当該所管部署においてのみ保有しているものである。

オ 第四 1 (1) オについて

本件決定1においては、汚染土壌の処理が、府民の生活環境に密接に関係する事項であることを十分に踏まえるとともに、先に述べたとおり、条例第8条第1項第1号及び第9条第1号に照らして、慎重に部分公開決定を行ったものである。

なお、審査請求人は、「廃棄物(汚染土壌処理)」と記述し、汚染土壌処理を廃棄物処理と関連づけて言及しているが、土壌汚染対策法と廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)を比較すると、例えば、前述のとおり、土壌汚染対策法においては、法の定めによる汚染土壌を法に基づく指定された区域の外に搬出する際には、搬出しようとする者に対して管理票の交付が義務付けられているが、その内容についての行政庁への報告義務はないのに対し、廃棄物処理法においては、産業廃棄物を搬出しようとする者に対して管理票の交付が義務付けられており、かつ、その内容についての行政庁への報告義務が課せられている。また、汚染土壌あるいは廃棄物の処理業の無許可営業に係る罰則は、土壌汚染対策法では、1年以下の懲役又は百万円以下の罰金であるのに対して、廃棄物処理法では、5年以下の懲役若しくは一千万円以下の罰金又はその併科となっている。このように汚染土壌処理と廃棄物処理は、取り扱う物の特性の違いに応じて、法上の規制に大きな差異があることに留意すべきである。

以上のことから、本件行政文書(1)の非公開部分については、非公開とすることが妥当なものである。

2 本件審査請求2について

弁明書における実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 経緯

審査請求人から本件請求に先立って、本件請求1が行われた。

汚染土壌処理業の許可等については、本件担当室課が所管しており、該当する本件行政文書(1)に条例第17条第1項に基づく第三者である当該申請者に関する情報が記録されていることから、同項の規定に基づき意見書提出の機会を付与するため、平成29年5月1日に当該申請者に対して意見書の提出を依頼した。これに対して、当該申請者から大

阪府に同月 11 日付けで、本件行政文書（1）の一部について公開に反対する旨の第三者意見書の提出があった。同月 25 日に本件決定 1 を行い、審査請求人に部分公開決定通知書を送付して、同年 6 月 13 日に部分公開を行った。

その後、同月 16 日に審査請求人から本件請求 2 が行われた。

この請求について、本件担当室課が所管する事務では、事業者が不特定多数に縦覧した書類を保有しているにもかかわらず、非公開としたという事実はない。しかしながら、審査請求人は本件審査請求 1 を行っており、審査請求書において「非公開情報の内には、既に公衆を対象として供覧された書類も有る」と述べている。このことを踏まえ、条例の趣旨に鑑み、本件請求の趣旨をできる限り広く捉えて、本件担当室課が作成したところの本件請求 1 に対する当該申請者からの意見に対する考え方を取りまとめた本件行政文書（2）について、同月 30 日付けで本件決定 2 を行ったものである。

イ 条例第 8 条第 1 項第 1 号該当性について

条例第 8 条第 1 項は、同項各号のいずれかに該当する情報が記載されている行政文書については公開しないことができると定めており、同項第 1 号では、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものを「公開しないことができる行政文書」としている。

本号の趣旨は、法人及び事業を営む個人の情報は、事業者から収集したものであっても公開することが原則であるところ、事業者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないとの見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため、公開しないことができるものである。

かかる趣旨から、「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術上又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等公開されることにより、公正な競争の原理を侵害すると認められるものをいう。

本件行政文書（2）のうち非公開とした部分であるところの当該申請者からの意見書に記載されている取引上の情報には、取引先名及び当該申請者と取引先との契約上の取決めが記録されている。

取引先名は、公にされることにより、競合する同業者に取引先と有利な条件で交渉され、当該法人の今後の具体的取引に支障を来し、競争上の地位を害するおそれがある。

また、当該申請者と取引先との契約上の取決めは、当事者間の取引上の秘密に当たるものであり、公にすることにより当該法人の今後の具体的取引に支障を来し、競争上の地位を害するおそれがあると認められるものである。

したがって、これら取引上の情報は、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害する情報に該当すると認められ、条例第 8 条第 1 項第 1 号に該当することから、条例第 8 条第 1 項の規定に基づき非公開を決定したものである。

ウ 審査請求の理由に対する見解

（ア）第四 2（1）イについて

審査請求人は、本件行政文書（2）のうち非公開とした部分は、「条例第 8 条第 1 項第 1 号に該当しないため公開すべき」、あるいは、「条例第 8 条第 1 項第 1 号に該当し

ているとしても同号は公開しないことができる情報を定めているに過ぎないから公開すべき」と主張していると解する。

しかしながら、前述のとおり、非公開とした情報は、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害する情報に該当すると認められるものであり、条例第8条第1項第1号に該当すると判断したことは妥当である。

また、「競争上の地位その他正当な利益を害する」と認められる情報に該当するかどうかは、本件行政文書（2）中の情報が、公的な性格の強い情報に該当しないかなど、当該情報の内容のみでなく、事業者の性格、事業活動における当該情報の位置づけ等にも十分留意しつつ、慎重に判断したものであることから、条例第8条第1項の「公開しないことができる」とする規定に照らし非公開としたことは妥当なものである。

（イ）第四 2（1）ウについて

平成29年6月29日付け情公第〇号により、都市整備部及び住宅まちづくり部が所管する行政文書に関して、不存在による非公開決定を行っている。審査請求人はこの不存在による非公開決定をもって「両部は、事業者が不特定多数に縦覧した書類を保有しており、これを全て公開している」と主張しているものと解する。

しかしながら、そもそも両部の所管する事務には、「事業者が不特定多数に縦覧」するような「施設の設置等の許認可」に係るものはない。したがって、両部に本件請求2の対象となる行政文書が存在しないのは当然であり、審査請求人の主張が「両部は、事業者が不特定多数に縦覧した書類を保有しており、これを全て公開している」ということであるとすれば、事実と反するものである。

第六 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定1の妥当性について

実施機関は、本件非公開部分1に記載された情報について、条例第8条第1項第1号及び第9条第1号の規定に該当すると主張しているため、以下、条例第8条第1項第1号及び第9条第1号該当性について検討する。

(1) 条例第8条第1項第1号について

事業者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため公開しないことができる。

同号は、

- ア 法人（国、地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）、その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、
- イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報（以下「例外公開情報」という。）を除く。）

に該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。本号の「競争上の地位を害すると認められるもの」とは、生産技術上又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等公開されることにより、公正な競争原理を侵害すると認められるものをいい、「その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念でとらえられないものをいうものである。

(2) 条例第8条第1項第1号該当性について

本件行政文書（1）はいずれも法人である当該申請者が土壌汚染処理業の許可申請及びその処理実績報告のために作成し、大阪府に提出した書類であることから、本件非公開部分1に記載された情報は（1）アに該当する。次に、本件非公開部分1に記載された情報について個別に（1）イの該当性について検討する。

ア 「法人代表者の印影」について

「法人代表者の印影」は、法人である当該申請者の事業活動に関する情報であることは明らかであり、一般的に法人代表者の印影については、公開することにより偽造、悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できない。よって、「法人代表者の印影」は（1）イに該当し、非公開とすることが妥当である。

イ 「取引先名」、「処理後土壌の搬出先のうち取引先名」、「要措置区域等の所在地など」について

（ア）本件行政文書1に記載された「取引先名」及び本件行政文書3に記載された「取引先名」、「処理後土壌の搬出先のうち取引先名」には処理された土壌等の搬出先の事業者名が記載されている。また、本件行政文書3に記載された「要措置区域等の所在地など」には汚染土壌の搬入元の住所、工事名、事業者名が記載されている。通常このような情報は当事者間の取引上の秘密として取り扱われるもので、当該申請者の今後の取引に支障を来すおそれがあり、法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるこ

とから、(1)イに該当し、非公開とすることが妥当である。

なお、審査請求人は、縦覧に供した文書に記載された情報については公開すべきである旨主張する。本件行政文書1に記載された「取引先名」は、関係住民の縦覧に供した文書に記載されているが、当該情報は未確定の情報であった上、当該申請者の管理下で関係住民に限定的に提供されたもので、ホームページ等で公開されていた事実もないことから、この情報は既に広く公開されていたものとは言えない。

また、審査請求人は第四 1 (1) エ及び(2)イ(イ)のとおり、産業廃棄物処理業許可等書類の情報公開では個人情報や印影以外すべて公開されている旨主張する。確かに、当審査会の過去の答申では、産業廃棄物処理業は、その態様によっては周辺住民の健康、周辺的生活環境、自然環境に悪影響を与えるおそれがあることは否定できないことから、その取引先等の情報については周辺住民の健康上の不安を取り除くためにも、公開することが強く要請されていると判断されている。しかしながら、汚染土壌処理業は、産業廃棄物処理業とは特性の違う物を取り扱い、生活環境への影響のおそれの程度が異なっていることから、汚染土壌処理業の取引先等に関する情報は産業廃棄物処理業の取引先等の情報とは異なり、法人の一般的な取引先情報に相当すると考えられる。また、本件請求の対象文書に記載された汚染土壌は既に処理された土壌であり、生活環境への影響のおそれも低いと考えられることから、本件請求の対象となる汚染土壌処理業の取引先に関する情報は公開すべき情報であるとまでは言えない。

(イ) 当審査会が本件行政文書3を見分したところ、「砂礫」の「取引先名」の横の黒塗りされた情報については、第二4記載の決定通知書の本件非公開部分1として明示されていないことが判明した。この情報の内容は、「砂礫」の「取引先による利用方法に関する情報」であった。

当審査会が実施機関にこの情報を非公開とした理由について具体的に確認したところ、当該申請者の取引先がその取引先と契約上の取決めをしていることから非公開としたとのことであった。しかしながら、「砂礫」の利用方法は実質的に限定されており、公にすることにより法人の競争上の地位その他正当な利益を害する情報であるとまではいえないことから、「砂礫」の「取引先による利用方法に関する情報」については(1)イに該当せず、公開することが妥当である。

ウ 「物質の比重・体積」について

本件行政文書1に記載された「物質の比重・体積」には、処理の対象である土壌の組成別の比重・体積が記録されており、実施機関によると、当該申請者が自らの事業活動を通じて実測し、蓄積したものであるとのことである。この情報は文献や既知情報を用いたものではなく、当該申請者独自の技術的知見であり、生産技術上のノウハウに該当するから、これを公にすることにより法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められ、

(1)イに該当し、非公開とすることが妥当である。

エ 「一部の施設の処理能力・運転条件」について

実施機関は、本件行政文書1に記載された「施設の処理能力・運転条件」のうち一部のものについては汚染土壌処理の技術分野において容易には知り得ない情報で、かつ、当該申請者が独自に保有している技術情報であって、生産技術上のノウハウに該当すると主張している。

当審査会で非公開とされた情報を確認したところ、実施機関の主張について合理性があると認めることができ、（１）イに該当し、非公開とすることが妥当である。

オ 「法対象・法対象外の別」について

本件行政文書３に記載された「法対象・法対象外の別」は、処理した土壌が土壌汚染対策法の規制を受ける指定区域から搬出されたものか否かを記載したものである。実施機関は、「法対象外」の汚染土壌の所在地は公開されておらず、法対象外の土壌に関する市場の形成状況は一般には知られていないが、「法対象外」の顧客は当該申請者の営業努力で獲得した顧客であり、「法対象」と「法対象外」の割合は当該申請者の経営の特性に係るものであって、当該申請者が「法対象外」の顧客の土壌を処理した量を明らかにするものであるため、当該申請者の市場における競争力に密接に関連し、法人の営業の秘密に当たり非公開とすべきと主張する。しかしながら、（２）イ（ア）のとおり、「要措置区域等の所在地など」の情報については非公開であることに加え、汚染土壌の処理実績報告書に記載されている「法対象」と「法対象外」の割合を平成〇年第〇期から平成〇年第〇期までの〇期間で比較すると、その割合は每期相当量変化していることから、「法対象」か「法対象外」であるかを公にすることにより、当該申請者の競争上の地位その他正当な利益が具体的に害されるとまでは言えず、（１）イに該当するとは言えないことから、公開することが妥当である。

カ 「特定有害物質による汚染状態」について

実施機関によると、本件行政文書３に記載された「特定有害物質による汚染状態」は、公表されている形質変更時要届出区域台帳等の情報と突合することにより、その土壌の所在地が特定され、当該申請者の取引先が明らかになるおそれがあるとのことである。実施機関の説明に不自然・不合理な点は見られないことから、イ（ア）と同様に（１）イに該当し、非公開とすることが妥当である。

（３）条例第９条第１号について

条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人のプライバシーに関する情報は最大限保護する旨を宣言している。また、第５条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁止について定めたものである。

同号は、

ア 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、

イ 特定の個人が識別され得るもののうち、

ウ 一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる

情報が記載されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

そして、「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」とは、個人のプライバシーに関する情報を例示したものであり、「特定の個人が識別され得る」情報とは、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人

が識別され得る場合を含むと解される。

また、「一般的に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報」とは、社会通念上、他人に知られることを望まないものをいうと解される。

(4) 条例第9条第1号該当性について

本件非公開部分1のうち、同号に該当するとして非公開とされたのは企業の「担当者名」である。企業の担当者の氏名は、個人の職業及び所属団体等に関する情報であって、特定の個人が識別され得る情報であり、(3)ア及びイに該当し、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められることから、(3)ウに該当するため、非公開とすることが妥当である。

また、名字ではなくイニシャルで記載された担当者名についても、会社名が公開されていることや当該会社の事業規模を考慮すると、他の情報と結びつけることにより、特定の個人が識別され得る情報であることから、上記と同様に非公開とすることが妥当である。

3 本件請求2の対象となる行政文書について

本件請求2の行政文書公開請求書には、「大阪府に於いて施設の設置等の許認可を行うために、事業者が不特定多数に縦覧した書類をその縦覧期間後において大阪府が保有しているにもかかわらず非公開とすることの根拠が分かる書類（但し、環境農林水産部、都市整備部、住宅まちづくり部に限る。）」と記載されているが、第二8及び9のとおり、都市整備部及び住宅まちづくり部所管分については別途決定が行われており、本件決定2は環境農林水産部所管分に関するものである。当審査会が実施機関に確認したところ、担当課である環境保全課が審査請求人に対し本件請求2の趣旨を確認した際、審査請求人は本件決定1の根拠を知りたいので本件決定1の意思決定をするに当たって作成した書類を公開してほしい旨回答したとのことである。これらのことからすると、本件請求2の対象となる行政文書は、本件決定1を行う際に実施機関が非公開にすると判断した部分についての考え方を記載した文書であって、本件行政文書(2)がこれに当たる。

よって、本件請求2の対象となる行政文書の特定に問題はない。

4 本件決定2の妥当性について

実施機関は、本件非公開部分2について条例第8条第1項第1号に該当すると主張しているのので、以下、条例第8条第1項第1号該当性について検討する。

(1) 条例第8条第1項第1号について

2(1)に同じ

(2) 条例第8条第1項第1号該当性について

当審査会が本件行政文書(2)を見分したところ、本件非公開部分2には、「取引先名」、「汚染土壌の搬出先における取引先による利用方法に関する情報」、「当該申請者と取引先との取決めに関する事」、「当該申請者の取引先が別法人と行った取引上の取決めに関する事」が記載されていた。本件非公開部分2は、法人である当該申請者が取引に関する情報を記載し実施機関に提出したものに基いて、実施機関が作成した書類に記載されている情報であることから、当該情報は2(1)アに該当する。次に2(1)イの該当性について検討する。

ア 「取引先名」について

当該申請者にとって「取引先名」は営業活動上における重要な情報であり、当該申請者の今後の具体的取引に支障を来すおそれがあると認められることから、2（1）イに該当し、非公開とすることが妥当である。

イ 「搬出先のうち取引先による利用方法に関する情報」

実施機関の説明によると、「当該申請者の取引先が別法人と行った取引上の取決め」があることから非公開としたとのことである。しかしながら、取引先による利用方法は実質的に限定されており、この情報については公開することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するとまでは言えないことから、「搬出先のうち取引先による利用方法に関する情報」は2（1）イに該当せず、公開することが妥当である。

ウ 「当該申請者と取引先との取決めに関する事」及び「当該申請者の取引先が別法人と行った取引上の取決めに関する事」について

実施機関の説明によると、「当該申請者と取引先との取決めに関する事」及び「当該申請者の取引先が別法人と行った取引上の取決めに関する事」は当事者間の取引上の秘密に当たるものであり、これらを公にすることにより当該法人の今後の具体的取引に支障を来し競争上の地位を害するおそれがあるとのことである。しかしながら、取決めをしている事実自体を公開することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益が具体的に害される蓋然性があるとまでは言えないことから、2（1）イに該当せず、公開することが妥当である。

5 付言

2（2）イ（イ）で述べたとおり、本件行政文書3に記載された「砂礫」の「取引先による利用方法に関する情報」については、本件決定1の決定通知書の「公開しないことと決定した部分」及び「公開しない理由」に記載がなかった。実施機関は、条例の趣旨に則って、決定通知書の中では、請求者が明確に分かるように非公開とする箇所及びその非公開理由を記載しなければならない。

6 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

長谷川佳彦、田積司、近藤亜矢子、池田晴奈、有澤知子

別表1

本件行政 対象文書	頁番号 ※1	文書題名	非公開部分	非公開の 内容・理由 ※2	審査会の 判断	
本件行政文書1 (平成〇年〇月〇日付 汚染土壌処理業許可申請書)	1	汚染土壌処理業 許可申請書	法人代表者の印影	ア	非公開	
			「汚染土壌処理施設に係る事業場の名称」 欄の担当者名	イ	非公開	
	23行目～24行目及び26行目以降に記載され た取引先名		ア	非公開		
	5					
	13	汚染土壌入出荷用 フロー	フロー図下部の「セメント副原料」、「産 業廃棄物(再生砕石)」、「再生利用(埋め 戻し材)(造成盛土)」の各項目に記載され た取引先名	ア	非公開	
	14	分別等処理フロー	フロー図中央部分にある「異物・ガラ」に 関する処理能力の数値	ア	非公開	
	15		「機械処理能力(スクリーン)」及び「搬送 能力」の各箇所に記載された処理能力の数値	ア	非公開	
	16	汚染土壌浄化等 処理(洗浄)工程	工程表右中央部分にある「セメント副原料」 の項目に記載された取引先名	ア	非公開	
	8～11、 18～21	施設配置図等	施設配置図等の右下部に記載された担当者名	イ	非公開	
	24～27	分級洗浄設備物質 収支計算書	計算書に記載された物質の比重・体積・処 理能力に関する数値	ア	非公開	
	29～32	○工場浄化等 選別設備選定 計算書	計算書に記載された運転条件・処理能力に 関する情報	ア	非公開	
34～35	各施設の概要一覧の「処理能力容量」欄 及び「処理能力」欄の数値		ア	非公開		
37～38、 44、46、 57～59、 63	設備図面等	設備図面等の右上部、右下部及び中央下部 に記載された担当者名	イ	非公開		
本件行政文書2 (平成〇年〇月〇日 係る変更許可申請書 付汚染土壌処理業に 関する)	73	汚染土壌処理業 に係る変更許可 申請書	法人代表者の印影	ア	非公開	
本件行政文書3 (汚染土壌の処理実績報告書 〇月分) (平成〇年〇月～平成〇年 〇月)	74、76、 79、83	平成〇年度(第 〇期)～平成〇 年度(第〇期) までの「汚染土 壌処理業の処理 実績報告」	法人代表者の印影	ア	非公開	
	75、 77～78、 80～82、 84～86		「法対象/法対象外」欄	ア	公開	
			「要措置区域等の所在地など」欄	ア	非公開	
			「特定有害物質による汚染状態」欄	ア	非公開	
			「処理後土壌の搬出先」欄に記載された 「取引先名」	ア	非公開	
	75、77、 80、84		砂礫、ガラ、ケーキの処理業者名(取引先 名)	ア	非公開	
砂礫の取引先による利用方法に関する情報		ア	公開			

※1 頁数については、本件行政文書1、2、3の順で、編冊された順番に連番で頁番号を付した。

※2 非公開の内容・理由

ア：条例第8条第1項第1号、イ：条例第9条第1号

別表2

本件行政 対象文書	文書題名	非公開部分	非公開の 内容・理由	審査会の 判断
<p>本件行政 文書 (2) (第三者からの意見に対する考え方)</p>	<p>第三者からの 意見に対 する考え 方につ いて</p>	<p>「法対象」欄のうち、「搬出先」という項目内に記載されている汚染土壌の取引先による利用方法に関する情報</p>	<p>条 例 第8条 第1項 第1号</p>	<p>公開</p>
		<p>「法対象」欄のうち「要措置区域等の所在地など」及び「搬出先」に係る「第三者の意見」欄並びに「搬出先」に係る「根拠」欄に記載されている当該申請者と取引先との取決めに関すること</p>		<p>公開</p>
		<p>「法対象」欄のうち「搬出先」に係る「第三者の意見」欄に記載されている取引先名</p>		<p>非公開</p>